

○霧島市木造住宅耐震改修証明事務取扱要綱

平成23年 3月31日

告示第82号

改正 平成23年 8月16日告示第217号

平成26年 2月18日告示第44号

令和 2年 2月 5日告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2第1項の規定及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条第6項の規定に基づく住宅耐震改修証明書(以下「住宅耐震改修証明書」という。)の発行事務に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による建築物(これらの構法又は工法を含む立体的な混構造については、当該構法又は工法の部分に限る。)
- (2) 現行の耐震基準 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準(平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」をいう。)
- (3) 耐震改修工事 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点が1.0未満であったものについて当該評点を1.0以上にし、かつ、地盤及び基礎が構造耐力上安全になるように補強する工事であって、次号の耐震診断技術者の設計及び監理に係るものをいう。
- (4) 耐震診断技術者 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づき、登録された建築士事務所に所属する鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録された者をいう。
- (5) 住宅耐震改修費用 住宅耐震改修に要した費用をいう。ただし、住宅耐震改修と直接関係がない部分の改修等に要した費用は含まないものとする。

2 耐震改修工事が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書(以下「住宅性能評価書」という。)の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3である場合には、前項第2号に該当するものとみなす。

(住宅耐震改修証明の要件)

第3条 住宅耐震改修証明書は、申請対象住宅が別表第1に掲げる証明の種類ごとにそれぞれ同表に定める要件に該当する場合に発行するものとする。

(証明の申請)

第4条 証明申請をしようとする者は、租税特別措置法第41条の19の2第1項の規定及び

地方税法施行規則附則第7条第6項に基づく住宅耐震改修証明申請書(以下「住宅耐震改修証明申請書」という。)を、別表第2に掲げる証明の種類ごとにそれぞれ同表に定める図書を添付の上、市長に提出しなければならない。

2 霧島市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱(平成23年霧島市告示第81号)に係る補助金等確定通知書の写しを添付した場合は、別表第2の1の項から11の項までに定める図書の添付は要しないものとする。

(証明の発行)

第5条 市長は、住宅耐震改修証明申請書を受理し、前条の提出書類により別表第1に掲げる要件に適合することが確認できたときは、当該申請者に住宅耐震改修証明書を発行するものとする。

(証明手数料)

第6条 証明書発行に伴う手数料は、既存の木造住宅の耐震改修を促進するため、霧島市手数料条例(平成17年霧島市条例第75号)第6条の規定により免除する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月16日告示第217号)

この告示は、平成23年8月16日から施行する。

附 則(平成26年2月18日告示第44号)

この告示は、平成26年2月18日から施行する。

附 則(令和2年2月5日告示第27号)

この告示は、令和2年2月5日から施行する。

別表第1(第3条、第5条関係)

<p>租税特別措置法に基づく証明</p>	<p>(1) 証明の対象となる既存の木造住宅が霧島市内にあること。</p> <p>(2) 証明を受けようとする者が自ら居住の用に供しているものであること。</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に建築されたもので、現行の耐震基準に適合しないものであったこと。</p> <p>(4) 平成21年1月1日から令和3年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事が行われたものであること。</p>
<p>地方税法施行規則に基づく証明</p>	<p>(1) 証明の対象となる既存の木造住宅が霧島市内にあること。</p> <p>(2) 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。</p> <p>(3) 平成25年1月1日から令和2年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事が行われたものであること。</p> <p>(4) 1戸あたりの住宅耐震改修費用の額が50万円以上であったものであること。</p>

別表第2(第4条関係)

	租税特別措置法に基づく証明	地方税法施行規則に基づく証明	備考
1	付近見取図	同左	
2	住民票その他申請者の住所が分かるものの写し		
3	登記簿謄本その他住所の所在地及び所有者の分かるものの写し	同左	
4	建築確認済証その他建築着工時期の分かるもの	登記簿謄本その他建物の建築された時期の分かるもの	
5	耐震改修工事前の平面図、耐震診断書の写し		
6	住宅耐震改修完了届(第1号様式)	住宅耐震改修完了届(第2号様式)	耐震診断技術者が作成したものに限る。
7	耐震改修工事に関する契約書その他工事の時期が分かるものの写し	同左	
8	住宅耐震改修完了届に記載した耐震診断技術者の鹿児島県木造住宅耐震診断技術講習会受講修了証及び事務所登録証の写し	同左	
9	耐震改修工事後の平面図、補強計画図及び耐震診断書又は住宅性能評価書の写し	同左	耐震診断技術者が作成したものに限る(住宅性能評価書は登録住宅性能評価機関の発行したもの)。
10	耐震改修工事の写真	同左	各工事箇所について、改修前、改修中、改修後の状況が分かるもの。
11	住宅耐震改修費用の領収書その他住宅耐震改修費用の額が確認できるもの	同左	耐震を目的としない改修(キッチンの改修、壁紙の張替え等)や増築等の費用は除く。
12	その他市長が必要と認める書類	同左	